

報告第8号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月5日

北本市長 現王園 孝 昭



## 専 決 処 分 書

北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月29日

北本市長 現王園 孝 昭



北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成30年3月29日  
条例 第18号

北本市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表国民健康保険運営協議会の項中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。